

Q & A

⑦ 今の小学校教育のキーワードとその意味

ますます多様化が進むこれからの社会を生きる子どもたち。

その学ぶ力、生きる力を育む、小学校教育でホットなキーワードを集めてみました。

Q1 スタートカリキュラムとは？

A 小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活で身につけた「学び」と「育ち」



を基礎に、学校生活を創り出していくためのカリキュラムです。

啓林館では、幼児期の学びや育ちを大切につなぎ、一人ひとりの子どもが自信をもって自己を発揮し、安心して学校生活を始められるように、生活科の上巻に「すたあとぶっく『がっこうだいすき あいうえお』」の単元を、また算数1年に「わくわく すたあと」のページを設けて、各教科の学びへのなめらかな移行を図っています。

Q2 見方・考え方とは？

A 子どもたちは各教科の学びの中で、習得した知識を活用したり、身につけた思考力を発揮したりしながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、課題を見いだして解決策を考えたりします。その過程で、物事を捉える視点や考え方方が鍛えられていきます。これが「見方・考え方」です。社会人になってからも重要な働きをするものです。

「見方・考え方」は、教科の特質に応じて異なるために、啓林館でも各教科の教科書の根幹となるテーマの1つとして位置づけています。子どもが自分の「見方・考え方」を働かせて思考することを重視した内容となっています。

Q3 短時間学習(モジュール学習)は、なぜ必要？

A 外国語活動・外国語の授業は、3・4年生で年間35時間、5・6年生で年間70時間とされ、それぞれ35時間増となります。増えた時間をどう確保するかの選択肢の1つが、短時間学習(モジュール学習)。10~15分程度の短い時間を単位として、繰り返し教科指導を行う学習法です。その方法には、次の3つがあります。①45分授業の「復習的」学習として、活動の強化を図るために補完的活動とする。②45分授業と関連のある映像や動画などを活用し、まとまった英語を聞いて考える活動とする。③朝は準備の時間が確保できな

い場合があるため、お昼休み後の時間を利用する。

短時間学習には、集中してテンポよく効率的に学べるというメリットが期待できます。しかし、その反面、準備には教師に負担がかかります。啓林館では、英語の教科書の短時間学習に適した内容にモジュールマーク を付けて、状況に応じて柔軟に扱えるように配慮。また算数でも、「練習」や「復習」を3つのブロックに分けて構成し、短時間で知識・技能の定着が図れる工夫を加え、短時間学習をサポートします。

Q4 数学的(算数的)活動とは、どんなこと？

A 子どもたちが目的意識をもって主体的に取り組む、算数にかかわりのある様々な活動を意味しています。日常や社会の事象から見いだした問題や、算数の学習場面から見いだした問題を「解決する」活動などが含まれます。ただ教師の説明を一方的に聞くだけの学習や、単なる計算問題を解くだけの学習は数学的活動には含まれません。啓林館では、事象を、数量や图形およびそれらの関係などに着目して捉え、根拠をもとに筋道を立てて考え、統合

的・発展的に考えることを大切にしています。



Q5 キャリア教育とは？

A 社会が大きく変化するこれからは、子どもたちが自らの将来を描きにくい時代です。そのため、「生きる力」の育成が学校教育に求められています。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を備えた社会人として自立した人を育てるという観点です。小学生にとっても「学校の学習と社会とを関連付けた教育」「生涯にわたって学び続ける意欲の向上」「社会人としての基礎的資質・能力の育成」などが、キャリア教

育として捉えられています。啓林館でも、生活科では子どもたちにとって身近な地域の店や公園などを訪問したり、そこで働く人とふれ合ったり、また理科では学習内容に関連した職業も紹介したりと、学習と職業の接点を設けて、自然な形で社会や職業への意識を育んでいきます。

Q6 小学校における「働き方改革」とは？

A 社会の急激な変化が進み、学校教育の改善・充実が求められる一方で、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しています。2016年度の教員勤務実態調査の集計で、看過できない教師の勤務実態が明らかとなりました。具体的には、中央教育審議会より発表された集計（速報値）で、次のような結果が示されています。

◆教諭の1週間当たりの学内総勤務時間は、小学校は55～60時間未満が最も多い。

◆業務内容別では、小学校平日の「授業」(+27分)、「学年・学級経営」(+10分)などが増加。

◆年齢が若いほど、また勤務時間が長くなるほどメンタルヘルスの状態は不良となる傾向がみられる。

そして、その対策としては以下の4つの検討の視点が示されました。

- 学校・教師が担う業務の明確化・適正化
- 学校の組織運営体制の在り方（○○委員会、○○主任など）
- 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

これらをベースとした「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善 及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が、2018年2月に通知され、全国の教育委員会で具体的な取り組みが開始されました。

Q7 教育の機会確保法とは？

A 不登校の子どもに、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律です。2016年12月に成立・公布、2017年2月に完全施行されました。制定の背景となったのは、2015年度に不登校を理由に30日以上欠席した小中学生が約12万6000人おり、全体に占める割合が1.26%と過去最高になつたこと。そのうち出席日数が年10日以下の小中学生は約1万3000人に上り、対応するフリー・スクールは、

2015年3月時点で全国に474か所、少なくとも約4200人の小中学生が通っていました。

不登校児童・生徒の無理な通学はかえつて状況を悪化させる懸念があることから、この法律により、子どもたちの「休養の必要性」が認められ、また、学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策を転換して、学校外での「多様で適切な学習活動」の機会を確保する施策が、国と自治体の責務となりました。

Q8 「置き勉」って何のこと？

A 小学校の授業で使う教科書や教材、学用品、体育用品などが過重になることで、子どもたちの身体のすこやかな発達に支障が生じかねない、という懸念や保護者からの声が高まっています。とはいえ、教科書や教材は宿題や予習・復習など家庭学習には欠かせないもの。そこで、文部科学省でも具体的な工夫例を挙げて、適切な配慮を講じるように全国の教育委員会などを通じて公立・私立の小学校に「児童生徒の携行品に係る配慮について」を通知しました。（以下一部抜粋）

- 家庭学習で使用する予定のない教材等は、児童の机の中などに置いて帰ることを認めている。



- 同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、予め数日に分けて持ってくるよう指導するなど、児童に教材等を使用する見通しを明らかにして、携行品の分量が特定の日に偏らないようにする。